

後期高齢者医療制度がスタート

平成20年4月1日から、後期高齢者医療制度が始まりました。

75歳（一定の障害のある方は65歳）以上の方は、全員が、新たな後期高齢者医療制度の被保険者となります。

平成20年4月1日現在で75歳以上の方には、3月中に新しい保険証が一人ひとりに交付されています。医療機関にかかるときは、新しく届いた保険証を提示してください。

平成20年4月以降に75歳になる方は、誕生日の当日から加入することになります。保険証は、市役所で交付します。

●新しい被保険者証のイメージ（色はピンク）

後期高齢者医療被保険者証		有効期限/平成21年7月31日
被保険者番号	XXXXXXXXXX	
住所	神崎市神崎町神崎〇〇番地	
氏名	神崎 太郎	性別 男
生年月日	昭和〇年〇月〇日	
資格取得年月日	平成20年4月1日	
発効期日	平成20年4月1日	
交付年月日	平成20年4月1日	
一部負担金の割合	X割	
保険者番号	4 1	
保険者名	佐賀県後期高齢者医療広域連合	

○後期高齢者医療保険料の納付方法など

対象となる方	納付方法	注 意 点
●後期高齢者医療制度の開始と同時に国民健康保険・国保組合から後期高齢者医療制度に加入する方	特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得が確定してから年間の保険料を算定するため、年度の途中で納付額が変更になることがあります。 4月上旬に納付内容をお知らせします。
	普通徴収	<ul style="list-style-type: none"> 年金が年額18万円以下の人、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えた人が該当します。 納付書または口座振替で納付してください。 6月中旬に納付内容をお知らせします。
●後期高齢者医療制度の開始と同時に社会保険等の被用者保険（本人が被保険者）から後期高齢者医療制度に加入する方	特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> 原則、特別徴収です。平成20年度に限り6月から9月まで普通徴収、10月から特別徴収となります。 6月中旬に納付内容をお知らせします。
●社会保険等被用者保険の扶養者から後期高齢者医療に加入する方	特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> 9月までは保険料が徴収されません。 10月からは原則として特別徴収となり年金から天引きされます。 10月上旬に納付内容をお知らせします。

医療機関の窓口で払う自己負担の割合は、1割（現役並みの所得のある方は3割）です。運営主体は、「佐賀県後期高齢者医療広域連合」ですが、申請や相談、保険料の徴収は市で行います。

〈納付方法〉

納付月	国民健康保険・国保組合に加入している方		社会保険の被保険者（本人が被保険者）の方	社会保険等被用者保険の扶養者であった方
	年金が年額18万円を超えている方	年金が年額18万円以下の方		
4月	特別徴収【第1回】仮徴収			
5月				
6月	特別徴収【第2回】仮徴収	普通徴収（第1期）	普通徴収（第1期）	
7月		普通徴収（第2期）	普通徴収（第2期）	
8月	特別徴収【第3回】仮徴収	普通徴収（第3期）	普通徴収（第3期）	
9月		普通徴収（第4期）	普通徴収（第4期）	
10月	特別徴収【第4回】本徴収	普通徴収（第5期）	特別徴収【第1回】	特別徴収【第1回】
11月		普通徴収（第6期）		
12月	特別徴収【第5回】本徴収	普通徴収（第7期）	特別徴収【第2回】	特別徴収【第2回】
1月		普通徴収（第8期）		
2月	特別徴収【第6回】本徴収	普通徴収（第9期）	特別徴収【第3回】	特別徴収【第3回】
3月		普通徴収（第10期）		

※特別徴収は、年金天引き、普通徴収は、納付書または、口座振替により納付していただきます。

※□は、本算定により計算した金額です。

※仮徴収がある場合、前々年の所得で計算した保険料を徴収します。本算定で差額が発生した場合、本徴収で調整します。

◎問い合わせ先 神崎市役所 市民課 ☎37-0115

いきいき大学受講生募集

昨年度は、466人の受講生を迎え、大盛況のいきいき大学でした。

本年度もたくさんの方の入学を迎え、新たなスタートを切りたいと考えています。

皆様のご入校を心よりお待ちしております。



○申込資格

市内在住で、60歳以上の方

○教材費 1,000円(年間)

○事前申込締切日

5月21日(水)

※第1回講座の日も申し込みができますが、受付窓口が混雑することが予想されます。

事前に申し込みができる方は、ご協力をお願いします。

◆開校式、第1回講座

○とき 5月22日(木)

午前10時から

○ところ 神崎市中央公民館

○演題 輝く高齢者

○講師 松本茂幸市長

○申込先

神崎市中央公民館内 教育課

千代田総合支所内 社会教育課

脊振公民館内 教育課

○申込方法

申込書に必要事項を明記の上、教材費を添えてお申し込みください。

※申込用紙は、申込窓口を設置しています。

○その他

・申し込みの際に領収書と名札をお渡しします。

・名札には、町名と名前をなるべく大きく自署してください。

・名札は、いきいき大学講座の日

に身に付けてご出席ください。

・年間計画は、次の方法でお知らせします。

①市報かさぎに掲載

②申込先の窓口を設置

③講座日に受付で配布

◆平成19年度修了証について

8回以上参加された方で、修了証を受け取られていない方は、事前連絡の上、修了証と記念品をお受け取りください。

◎問い合わせ先

神崎市教育委員会 社会教育課
(千代田総合支所内)

☎44-2731

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

激変緩和措置が

平成20年度まで延長

平成20年度の介護保険料は、4月の時点では市民税の課税などが確定していないため、前年度の課税状況をもとに暫定的に賦課(仮算定)しています。

保険料の本算定は、7月に行

い、仮算定の介護保険料と調整

し、通知します。

平成18、19年度に実施していた激変緩和措置が、平成20年度まで延長されました。

対象者の方には、7月に措置

後の保険料額で通知します。

◎問い合わせ先

神崎市役所 高齢障害課

☎37-0111

佐賀中部広域連合

☎40-1135

○65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対象者	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。または、世帯全員の市民税が非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	月額 2,146円 (年額25,752円)
第3段階	世帯全員の市民税が非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	月額 3,219円 (年額38,628円)
第4段階	本人の市民税が非課税の方(世帯に課税者がいる場合)	基準額	月額 4,292円 (年額51,504円)
第5段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	月額 5,365円 (年額64,380円)
第6段階	本人に市民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	月額 6,438円 (年額77,256円)

生きがいデイサービス利用者負担金の改定(お知らせ)

生きがいデイサービスの利用者負担金を平成20年度から300円(サービス料)を加算した800円に改定します。

利用者負担金は、これまで500円の実費(弁当代)のみで実施してきましたが、介護保険サービス利用者では、1,076円(サービス料576円・弁当代500円)と不均衡が生じていたため、改定しました。

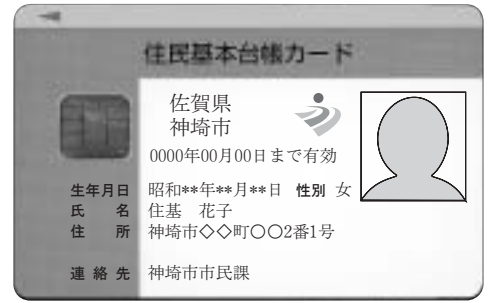
利用者の皆さまにはご負担増となりますが、ご理解とご協力をお願いします。

◎問い合わせ先 神崎市役所 高齢障害課 ☎37-0111

毎日の暮らしがもっと便利に！
何かと役立つ**住基カード**

「住民基本台帳カード（住基カード）」は、本人確認することで、さまざまな行政サービスや生活のさまざまな場面で利用できるセキュリティに優れたICカードです。

神崎市で発行できるようシステムを2月から導入しています。ご利用ください。



○発行手数料 500円

※このカードに公的個人認証（電子証明書）を加えた場合、別途500円かかります。

○申請から発行まで

・本庁（神崎市役所）では、即時発行ができません。
・各総合支所では、発行までに2日かかります。

Q. どんなときに使えるの？

A. ①公的身分証明書として

「写真付き住基カード」は、運転免許証などと同様に、公的証明書として利用できます。写真付きの身分証明書がない方は、住基カードを持っていないと便利ですよ。

（例）郵便貯金、銀行口座等の開設、行政機関の個人情報開示請求時など

②各種申告、申請手続き

電子証明書を取得すれば、行政機関などへの手続きをインターネットで行うことができます。

※別途ICカードリーダーライタが必要ですよ。

（例）e-Tax（国税電子申告・納税システム）や社会保険関係手続、市外での住民票の入手時など

戸籍の届出・発行に
窓口で本人確認を行います

最近、第三者になりすまして、戸籍の謄本・抄本などを本人の知らない間に取得する行為や戸籍の虚偽の届出など、戸籍を悪用する事件が全国的に発生しています。

このため、戸籍法が一部改正され、戸籍の届出・証明書の発行について、5月1日から窓口で本人確認を行います。確認は、写真付きの公的証明書により行います。

代理人が来庁される場合は、委任状などの書面のほか、代理人の写真付きの公的証明書が必要です。

○写真付きの公的証明書

（例）運転免許証・パスポート・写真付の住民基本台帳カード・身体障害者手帳など

◎問い合わせ先

- 神崎市役所 市民課
☎ 37-0116
- 千代田総合支所 市民福祉課
☎ 44-3071
- 脊振総合支所 市民福祉課
☎ 59-2111

「自主防犯パトロール」
ボランティア募集

全国的に子どもを狙った凶悪な犯罪が多発しています。

市内から1人の犠牲者も「出さない、出させない」ことを強く願い、現在、「青色回転灯装備車」による防犯パトロールを実施しています。

子どもたちの安全・安心を強化し、住みよいまちづくりを行うため、「自主防犯パトロール」ボランティアを募集します。

○募集人員 10人程度
○活動内容

子どもの登下校時間を中心に二人一組で、「青色回転灯装備車」により、2時間程度市内の巡回パトロールをしていただきます。

○その他

事前に警察による講習会を受講していただきます。

◎申込・問い合わせ先

- 神崎市教育委員会 社会教育課
☎ 44-2731

福祉タクシー利用券を交付します

重度心身障害者（児）の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、福祉タクシー利用券を交付しています。

○対象者

在宅で次の障害者手帳をお持ちの方
・身体障害者手帳（1級、2級）
・療育手帳（A）
・精神障害者保健福祉手帳（1級）
・身体障害者手帳（3級）・療育手帳（B）の両方

○手続きに必要なもの

※ただし、自動車税（普通、軽自動車）減免を受けている方
重度心身障害者医療費助成における所得制限に該当する方は、交付対象外です。

◎問い合わせ先

- 神崎市役所 高齢障害課
☎ 37-0111
- 千代田総合支所 市民福祉課
☎ 44-2167
- 脊振総合支所 市民福祉課
☎ 59-2111

飼い主の責任で ～犬の登録・狂犬病予防注射～

犬の登録と年1回の予防注射は、「狂犬病予防法」で義務付けられています。

病気、妊娠など健康状態がよくないときは、必ず注射前に獣医師に相談してから、予防接種を受けさせてください。

○1頭あたりの手数料(おつりのないようお願いします。)

	はじめての犬	登録済みの犬
登録料(一生に1回)	3,000円	なし
注射済票交付手数料	550円	550円
獣医師注射料	2,500円	2,500円
合計	6,050円	3,050円

- 持参品 ①通知書(登録犬のみ)
②手数料
③フンの処理袋

○対象となる犬 生後91日以上の子犬

※登録した犬が死亡、または譲渡された場合は、届出をお願いします。

日程	場所	時間	
4月	9日(水) 神埼町	農協仁比山支所前	9:30~11:30
		農協西郷支所南倉庫前	13:30~15:00
	11日(金) 神埼町	神埼市役所西車庫前	9:30~11:30 13:30~15:00
		神埼市役所西車庫前	9:30~12:30
	15日(火)	脊振総合支所	11:00~11:45
	16日(水) 脊振町	田中バス停前	10:00~10:20
		一番ヶ瀬上(製材所)	10:40~10:55
		鳥羽院山荘	11:10~11:25
		鹿路公民館	11:40~11:50
		脊振総合支所	13:30~14:40
	17日(木) 千代田町	政所公民館	14:50~15:20
		農協境野支所	10:00~11:30
	18日(金) 千代田町	農協千歳支所	13:30~14:30
		千代田総合支所	10:00~11:30 13:30~14:30

※注射はどの会場でも受けられます。

犬を散歩させるときは…

飼い主の皆さん、マナーを守っていますか？
犬の散歩をさせる時は、犬のフンは持ち帰りましょう。

◎問い合わせ先

神埼市役所	環境課	☎37-0112
千代田総合支所	市民福祉課	☎44-3071
脊振総合支所	市民福祉課	☎59-2111

固定資産の縦覧と閲覧を始めます

固定資産税は、市税全体の約5割を占め、市民税と並ぶ市の財政を支える「柱」として、重要な役割を果たしています。

◆縦覧とは…

自己の資産とほかの固定資産の評価額を比較することで、評価額が適正かどうかを確認することができる制度です。

◆閲覧とは…

自己所有の固定資産税の基礎となる価格などが登録されている「固定資産課税台帳」(名寄帳)を閲覧し、自己資産の課税内容の確認ができます。

○とき

4月1日(火)から

6月2日(月)まで

午前8時半から午後5時まで
(土曜・日曜・祝日を除く)

※縦覧(評価額の比較)は、この期間のみご利用できます。

○ところ

神埼市役所 税務課
千代田総合支所 市民福祉課
脊振総合支所 市民福祉課

○縦覧できる方

神埼市内に土地・家屋を所有している納税者

○閲覧できる方

固定資産の所有者、借地借家人など

○持参するもの

・印鑑
・本人確認ができる公的身分証明書(運転免許証など)
☆代理人の場合は、委任状および代理人の公的身分証明書(運転免許証など)

◎問い合わせ先

神埼市役所 税務課
☎37-0114

【お詫びと訂正】

市報かんざき3月号5ページ「3 (1)勤務時間」の中に誤りがありました。お詫びし、訂正します。

(誤)注)平成19年12月1日より終了時刻は18時、休憩時間は、60分となっています。

↓

(正)注)平成19年12月1日より終了時刻は17時30分、休憩時間は、60分となっています。